

平成30年3月2日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

2番 重 信 好 範	3番 伊 藤 芳 則	4番 弓 掛 元
5番 藤 井 憲一郎	6番 黒 木 靖 治	7番 横 光 春 市
8番 山 村 恵美子	9番 宍 戸 稔	10番 保 実 治
11番 新 家 良 和	12番 福 岡 誠 志	13番 小 田 伸 次
14番 岡 田 美津子	15番 鈴 木 深由希	16番 桑 田 典 章
17番 澤 井 信 秀	18番 池 田 徹	19番 大 森 俊 和
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 助 木 達 夫	24番 亀 井 源 吉	

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	増 田 和 俊	副 市 長	高 岡 雅 樹
副 市 長	瀬 崎 智 之	政 策 部 長	中 村 好 宏
<small>総務部 選挙管理委員会 事務局長</small>	落 田 正 弘	財 務 部 長	部 谷 義 登
地域振興部長	瀧 奥 恵	市 民 部 長	稲 倉 孝 士
福祉保健部長	森 本 純	子育て・女性支援部長	松 長 真由美
市民病院部長 事務部長	池 本 敏 範	産業環境部長 <small>併農業委員会事務局長</small>	日 野 宗 昭
建設部長	坂 本 高 宏	水 道 局 長	勝 山 修
教 育 長	松 村 智 由	教 育 次 長	長 田 瑞 昭
君田支所長	中 宗 久 之	布野支所長	沖 田 昌 子
作木支所長	串 田 孝 行	吉舎支所長	安 井 正 則
三良坂支所長	巳之口 彰 啓	三和支所長	行 政 豊 彦
甲奴支所長	内 藤 かすみ	監査事務局長	落 合 裕 子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長	大 鎗 克 文	次 長	新 田 泉
議 事 係 長	水 本 公 則	政 務 調 査 係 長	明 賀 克 博
政 務 調 査 主 任	清 水 大 志		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（19日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3		議会改革推進特別委員会中間報告
第 4	報告第1号 報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 5	議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号	三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例（案） 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案） 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市防災会議条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案） 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

	<p>議案第34号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第35号 三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第36号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第37号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第38号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第39号 三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第40号 三次市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）</p> <p>議案第41号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）</p>
第 6	<p>議案第42号 過疎地域自立促進計画の変更について</p> <p>議案第43号 指定管理者の指定の変更について</p> <p>議案第44号 指定管理者の指定の変更について</p> <p>議案第45号 工事請負契約の締結について</p> <p>議案第46号 損害賠償の額を定めることについて</p> <p>議案第47号 市道路線の認定及び変更について</p> <p>議案第48号 業務委託契約の締結について</p>
第 7	<p>議案第11号 平成29年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）</p> <p>議案第12号 平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）</p> <p>議案第13号 平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第4号）（案）</p> <p>議案第14号 平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）</p> <p>議案第15号 平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）</p> <p>議案第16号 平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）</p>
第 8	<p>議案第1号 平成30年度三次市一般会計予算（案）</p> <p>議案第2号 平成30年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）</p> <p>議案第3号 平成30年度三次市診療所特別会計予算（案）</p> <p>議案第4号 平成30年度三次市介護保険特別会計予算（案）</p> <p>議案第5号 平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）</p> <p>議案第6号 平成30年度三次市土地取得特別会計予算（案）</p>

議案第7号	平成30年度三次市下水道事業特別会計予算（案）
議案第8号	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）
議案第9号	平成30年度三次市病院事業会計予算（案）
議案第10号	平成30年度三次市水道事業会計予算（案）

平成30年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成30年3月2日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	9
第 2		市長の施政方針について	9
第 3		議会改革推進特別委員会中間報告	20
第 4	報 1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	21
	報 2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	21
第 5	議 17	三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例（案）	23
	議 18	三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）	23
	議 19	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 20	三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 21	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 22	三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 23	三次市防災会議条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 24	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 25	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	23
	議 26	三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 27	三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）	24
	議 28	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	24
議 29	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	24	
議 30	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）	24	
議 31	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	24	
議 32	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	24	

	議 33	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 34	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 35	三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 36	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 37	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 38	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 39	三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 40	三次市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………	24
	議 41	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）……………	24
第 6	議 42	過疎地域自立促進計画の変更について……………	38
	議 43	指定管理者の指定の変更について……………	38
	議 44	指定管理者の指定の変更について……………	38
	議 45	工事請負契約の締結について……………	38
	議 46	損害賠償の額を定めることについて……………	38
	議 47	市道路線の認定及び変更について……………	38
	議 48	業務委託契約の締結について……………	38
第 7	議 11	平成29年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）……………	40
	議 12	平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………	40
	議 13	平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第4号）（案）……………	40
	議 14	平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………	40
	議 15	平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）……………	40
	議 16	平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）……………	40
第 8	議 1	平成30年度三次市一般会計予算（案）……………	43
	議 2	平成30年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………	43
	議 3	平成30年度三次市診療所特別会計予算（案）……………	43

議	4	平成30年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………	43
議	5	平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………	43
議	6	平成30年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………	43
議	7	平成30年度三次市下水道事業特別会計予算（案）……………	43
議	8	平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）……………	43
議	9	平成30年度三次市病院事業会計予算（案）……………	43
議	10	平成30年度三次市水道事業会計予算（案）……………	43


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（亀井源吉君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から平成30年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は23名であります。

これより平成30年3月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、新家議員及び福岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（亀井源吉君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（亀井源吉君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さん、おはようございます。

議員各位を始め市民の皆様には、平素から市政運営に温かい御支援と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本日、平成30年3月三次市議会定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信と主要施策の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

顧みますと、昨年、念願でありました県立中高一貫教育校の設置決定や2020年東京オリンピック事前合宿地として決定するなど、これまでの努力が実を結んできた年でありました。

本市を取り巻く経済状況を見ますと、広島県内経済情勢報告では、広島県全体の景気は回復しつつあり、個人消費や生産活動も回復しつつあります。雇用情勢は着実に改善し、人手不足感が一段と広がっているとされています。三次商工会議所が実施されました平成29年10月から12月期の三次市景況調査報告によりますと、三次藩札の増額発行等もあり、業況判断指標は平

成3年9月期以来のプラス値となっています。また、売上判断指標も4年ぶりにマイナス値から脱却し、採算判断指標も改善をしております。

さらに、本市においても、工業団地の完売など、企業誘致が促進され、雇用環境は着実に上向いており、12月現在の有効求人倍率は、全国平均が1.59となっている中、1.94と高い数値となっているなど、就業の場は拡大していますが、一方、本市も労働力不足の傾向にあります。中心市街地を見ますと、1月30日の新聞記事にもありますように、十日市中の中央通りの空き店舗等に出店が続いています。市庁舎を現在地といたしました目的の1つに中心市街地の活性化がありましたが、少しずつ実現しており、三次に元気が生まれつつあると感じております。また、平成28年度の市外からの転入転出の状況を住民自治組織の単位で見ますと、転入増となった地域が6地域ありました。このように、市全体として明るい兆しが見え始めています。

平成30年は、市制施行15年目となります。本市は、人口減少・少子高齢化社会への対応など、幾多の課題を抱えているものの、合併後の継続的なハード・ソフトのインフラ整備や協働のまちづくりの推進等により、市民の皆さんに住みよさを実感していただける地域になってきたと感じております。また、従来の中国縦貫自動車道と相まって、中国横断自動車道尾道松江線の開通による中国地方の十字路に位置する地理的優位性を生かして、利便性や拠点性が高まっています。今この時期だからこそ、本市の特徴を生かしながら、住民自治組織を始めとした地域の皆さんと行政が一体となって、人口減少・少子高齢化に真正面から立ち向かい、本市の新たな可能性を創造し、発展させていく取組がますます重要になっています。引き続き、本市の将来をしっかりと見据え、定住対策の充実や全国的に評価の高い子育て・医療等の施策の充実、さらには地域の拠点づくりを進めるなど、より積極的に効果的な施策を実行して、未来を生きる子どもたちのため、本市の発展のため、「住み続けたいまち、住んでみたいまち」をめざし、全力を挙げてまいります。

まず、財政状況について申し上げます。

本市は、合併以来、行財政改革の取組を着実に進めてきたことにより、年々実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標や基金残高、地方債残高も確実に改善してきております。平成28年度末の普通会計による基金残高は、県内14市の中で3番目に多い保有状況です。また、地方債残高については、積極的な繰上償還を実施し、着実に減少してきております。一例で説明しますと、合併特例債につきましては、平成28年度末までの借入額が地域振興基金分も含めて276億4,950万円ですが、その残高は平成29年度末で約70億9,700万円の見込みであり、約205億5,250万円を既に償還しているということになります。

しかし、平成27年度以降、市町村合併による普通交付税の優遇措置が段階的に縮減される過程に入って4年目となります。合併による変化に対応した財政需要を普通交付税に反映する見直しが行われていることにより、緩和措置が講じられているものの、財源が縮減していくことには変わりはない状況であります。このような中、公共施設、橋梁や上下水道などの生活基盤の老朽化への対応も継続して求められており、本市の財政状況は、今後、厳しさを増すものと推測されます。

次に、平成30年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

第2次三次市総合計画を策定して5年目を迎え、めざすまちの姿の実現に向け、現状と課題を踏まえながら、これまでの成果を生かした施策等のさらなる充実に取り組むとともに、これまで進めてまいりました生活最優先の市政を継続していくための基本的な施策と、将来にわたり発展させていくための施策をしっかりと実施していきたいと考えております。また、全国規模の行事や大会等も予定されていることから、これらを総括して、平成30年度予算案を「未来への投資と三次の魅力発信」としたところであります。

引き続き、第3次行財政改革推進計画を着実に実行し、市債発行については、将来の負担を見据えた活用として、後年度負担の軽減を図るとともに、限られた財源を真に必要なことに有効活用する選択と集中を行います。さらに、これまで継続してきた行財政改革等により積み増ししてまいりました基金を本市の発展のために必要な施策に効果的に活用していきます。

次に、平成30年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計と7つの特別会計、さらに2つの企業会計を合わせた市全体の予算規模は656億1,691万4,000円で、前年度に比べて35億7,683万2,000円、5.2%の減としております。このうち一般会計は357億7,000万円、前年度に比べ5.6%、21億3,000万円の減であります。7つの特別会計は160億8,835万3,000円で、前年度に比べて14億6,316万5,000円、8.3%の減としております。

一般会計の歳入の特徴としましては、地方交付税が約11億円の減となっております。普通交付税の合併算定がえの優遇措置が段階的に縮小されていることや、合併特例債の償還が進み、償還に対する交付税措置が減少することが主な要因であります。国庫支出金は約2億円の減となっております。こども集会所整備に係る子ども・子育て支援整備交付金、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金等が減額となっております。

歳出の性質別によります特徴といたしましては、公債費は約6億円の減となっております。これまで繰上償還を実施してきたことにより、長期債償還金が減額となっております。また、普通建設事業費は約15億6,000万円の減となっております。これは、甲奴健康増進施設整備、神杉保育所整備、こども集会所整備事業等の建設事業が完了することによるものであり、道路、橋梁、農業基盤整備事業等の生活基盤整備に係る事業費につきましては、平成29年度より2億円以上の増額としております。

それでは、施策の重点方針について申し上げます。

平成30年度は、第2次三次市総合計画の策定から5年目を迎え、前半の総仕上げの年に当たります。本市の持つ内なる力を引き出し、外なる可能性の活用により、目標の達成に向けて全力を注ぎ、成果に結びつけてまいります。また、総合計画の検証や見直しを進めていく中で、喫緊の課題への対応や将来を見据えた取組もしっかり取り入れてまいります。三次の今を支え、将来にわたり発展させるための施策に全力で取り組み、「しあわせを実感しながら住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現をめざします。

1点目として、三次市子どもの未来応援宣言について申し上げます。

子どもたち一人一人を大切に、自立と活躍を応援することは、地域の魅力づくり、三次市のまちづくり、人づくりにもつながってくるとの信念から、「すべての子どもたちが大切にされ、生まれ育った環境にかかわらず、それぞれの個性や能力を伸ばせる三次市」、「将来の夢や目標の実現に必要な社会性や学力の習得、自立した大人としての活躍を応援する三次市」の実現を図っていくために、平成29年12月に御可決いただき、三次市子どもの未来応援宣言を策定したところであります。現在、この応援宣言に沿って個別計画を策定中であり、三次市の未来を切り開く子どもたちを、市民の皆さんとともに全力を挙げ、応援してまいります。

2点目として、医療・健康づくりについて申し上げます。

医療面では、平成29年4月に、市立三次中央病院、三次地区医療センター、庄原市立西城市民病院、庄原赤十字病院の4つの病院が参加して、中山間地域の医療機関相互の業務の連携を推進し、適切な医療を効率的に提供するため、全国初の地域医療連携推進法人備北メディカルネットワークを設立したところであります。引き続き、医療従事者を確保・育成する仕組みづくりや共同研修、医薬品等の共同購入、地域包括ケアシステムの構築等を推進してまいります。

また、健康増進の観点から、本年春のオープンをめざして建設中であり甲奴町の健康づくりセンター「ゆげんき」は、健康保持はもとより、甲奴町の活性化にもつなげていきたいと思っております。さらに、三次ウェルネスプログラムとして、大手健康機器メーカーとの連携による新たな健康増進に向けた取組を計画しており、「いきいき健康日本一のまち」の実現に向けて施策を進めてまいります。

3点目として、ネウボラみよし事業について申し上げます。

平成29年10月に、私が団長として広島県市町職員海外派遣研修に参加し、フィンランドの子育て支援施設ネウボラを訪問いたしました。ネウボラの切れ目のない支援を直接見て感じましたのは、個別に見ますと、本市にも同様の支援制度や相談制度がありますので、それを一本化することで、より相談しやすい環境づくりを推進できるということでした。

そこで、平成30年4月から、これまでの三次市の母子保健、子育て支援施策を充実・強化するため、市役所東館2階を三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター、愛称ネウボラみよしの総合相談拠点に位置づけ、不妊治療等の妊娠前から妊娠、出産、子育て、保育、母親の就労支援まで、切れ目のない相談支援等を行ってまいります。また、ネウボラみよしでは、産科、小児科及び精神科など、医療機関との連携体制に裏打ちされた妊産婦に対する保健師の家庭訪問を中心とした支援体制を構築するとともに、市内の地域子育て支援センターをネウボラみよしのサテライトとし、より身近な場所での相談支援等を行ってまいります。

4点目として、5つの拠点創造プロジェクトについて申し上げます。

中国地方の十字路に位置する本市の拠点性をより高め、その拠点性を生かして、三次の未来を開く5つの拠点創造プロジェクトを引き続き進めてまいります。

1つ目は、（仮称）みよしアグリパーク整備事業であります。本市の基幹産業であります農業振興と観光・文化・スポーツなどの拠点であります酒屋地区のさらなる魅力の向上のため、備北南部農道の沿線に（仮称）みよしアグリパークを整備してまいります。広島県や関係機関、

各種団体と連携して、平成29年度中に策定いたします基本構想に基づく基本計画の策定と、新たなぶどう園地の事前調査等を行ってまいります。

2つ目は、三次まるごと博物館事業です。現在100万人を超えております酒屋地区の観光客を戦略的に三次地区に呼び込み、歴史的な町並みと歴史・文化を生かした賑わい再生に向けて、全力を挙げて事業を推進してまいります。具体的には、平成31年春の開館をめざし、三次地区拠点整備事業として、稲生物怪録を始めとする妖怪資料の展示棟や交流棟などの整備を行うとともに、従来の歴みち事業に加えて、妖怪を生かした文化・観光まちづくりを進め、交流人口の拡大を図ってまいります。

3つ目は、新たな産業用地の確保事業です。県営工業団地が完売したことを受け、さらなる産業の振興と定住促進のため、適地調査を行い、新たな産業用地として3カ所の候補地を選定したところであります。今後は、ホームページやパンフレットを作成し、広島県とも連携しながら、企業誘致を進めてまいります。

4つ目は、種鶏場跡地整備事業です。総面積約7ヘクタールのこの土地は、平成19年3月に広島県から譲渡を受けたものであります。10年間の指定用途期間が終了し、本市の活性化に向けて有効に活用するため、(仮称)種鶏場跡地利活用検討会を設置して、慎重に検討を進めてまいります。

5つ目の県立中高一貫教育校の誘致につきましては、冒頭に申しあげましたように、本市への設置が決まりましたので、平成31年4月の開校に向け、広島県に対して協力すべきことが生じれば、積極的に対応していきます。

5点目として、地域の拠点づくりについて申し上げます。

本市の強みの1つに、全国的に評価の高い住民自治活動が挙げられます。昨年11月には、地方自治法施行70周年記念地方自治功労者として、三次市住民自治組織連合会が総務大臣表彰を受けられました。また、総務省から依頼があり、平成29年11月の全国市町村長サミットにおいて、私が事例発表を行いました。合併後15年目を迎え、19の住民自治組織を中心に、特色ある地域活動がますます活発になってきたと思っております。一例として、地域の皆さんが株主となって、地域を挙げて進めておられる「川西郷の駅」、小学校を地域力で守る「青河ブルーリバー」、公共施設の管理運営を行う「元気むらさくぎ」、国際交流や若者による地域おこしの取組が盛んな甲奴町など、本市の大きな財産として、意欲的な取組が展開されており、三次の元気を発信していただいております。

このような本市の持つ内なる力のさらなる引き出しのため、引き続き地域まちづくりビジョン実現への支援など、各地域の将来のまちづくりに向けて、必要な機能を見きわめながら、市民の皆さんと行政が役割分担し、協力・連携して、誇れるまちをめざして、地域の拠点づくりを進めてまいります。また、市も、まちづくりサポートセンターや地域応援隊などの機能を発揮して、市民の皆さんとともに汗して、知恵を出し合い、行動していきます。

6点目として、発信の年にかける思いについて申し上げます。

平成30年度を「発信の年」として位置づけ、本市の諸施策・事業の発信だけではなく、本市

のすばらしさや元気さを含めて、市民の皆さんはもとより、市外に対しても、ICT（情報通信技術）の活用など、さまざまなチャンネルを通して発信してまいります。

市政につきましては、市民の皆様への説明責任を果たすことを基本とし、本市の現在の状況や進むべき方向性を理解していただけるように、わかりやすくお伝えすることを意識してまいります。

また、2020年東京オリンピックに向けたメキシコ陸上選手団事前合宿、第30回義士親善友好都市交流会議（忠臣蔵サミット）、第27回全国川サミット、プロ野球公式戦（広島東洋カープ対埼玉西武ライオンズ）、ドリーム・ベースボール、全日本トライアル選手権シリーズ中国大会等、これまで市民、住民自治組織、事業者などの皆さんとともに育んでまいりました三次の魅力を外にアピールする機会が続きます。まさに発信の年にふさわしい絶好の機会に恵まれ、本市のよさを全国に発信していくとともに、結果として誇れるまちとしての評価へつなげていきます。

続きまして、第2次三次市総合計画のまちづくりの取組の柱に沿いまして、主な施策を申し上げます。

第1の柱は、まちづくりの主役である「ひとづくり」であります。三次市子どもの未来応援宣言に基づき、子どもたちの可能性を伸ばし、希望を支え、みずから考え、一步を踏み出していく行動を市民みんなで応援してまいります。

まず、子育ての分野では、次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切にして、生まれ育った地域に誇りと愛着を持って成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進めてまいります。

不妊・不育治療費助成事業や妊産婦健診助成事業の拡充、こども医療費の助成事業等、市民の皆さんの多様なニーズに応え、引き続き妊娠、出産、子育ての負担の軽減を図ります。

また、八次地区の放課後児童クラブの集約化を始めといたします子どもの居場所づくり事業や障害児保育事業補助金、こども発達支援センター運営事業、24時間365日小児救急医療の堅持など、子育てを支える環境づくりを進め、子育て世代に選ばれるまちをめざしてまいります。

教育の分野では、児童生徒一人一人の基礎・基本の定着を図り、確かな学力の向上を図るため、引き続き市費採用教員の配置によります少人数学級や習熟度別授業を行うとともに、平成28年度からのエアコンの整備に続き、電子黒板等のICT機器の導入を充実するなど、学習環境の整備を行ってまいります。また、みよし版わくわく体験活動推進事業等や特色ある学校づくりを推進するとともに、学校支援員によります特別な配慮が必要な児童生徒への学習支援を行ってまいります。

外国語教育につきましては、平成32年度から実施される次期学習指導要領を先行実施し、小学校における英語の学習時間を5、6年生では年間70時間、3、4年生では35時間で実施するほか、引き続きイングリッシュキャンプやALT（外国語指導助手）の活用によるコミュニケーション能力育成の取組を充実させてまいります。

安全・安心な学校給食を持続的に提供していくため、保護者や地域の御意見を伺いながら、

学校給食調理場の再編に取り組んでまいります。

三次市教育大綱は、平成30年度が最終年となりますことから、三次市子どもの未来応援宣言や三次市総合計画の見直しとの整合、社会経済情勢の変化、施策の達成状況等の検証を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。

スポーツ・文化の分野では、子どもたちの豊かな心を培い、多様な個性を育むため、三次市民ホールきりりや奥田元宋・小由女美術館を始めとする4つの美術館、みよし運動公園等を活用して、本物の芸術・文化・スポーツに触れる機会を提供してまいります。加えて、平成29年度の子どもの議会での提案に応え、子ども映画上映会開催事業を新たに行います。

また、スポーツのまちみよしの実現に向けて、スポーツを通じて子どもの夢を応援するため、メキシコ選手団の2020年東京オリンピック事前合宿を生かした取組を進めてまいります。さらに、子どもたちの競技力の向上とスポーツへの関心を高めるため、ジュニアアスリート育成支援事業や真田一幸スポーツ・文化こども育成事業等を引き続き行ってまいります。

石見銀山街道の日本遺産認定に向けた取組や史跡寺町廃寺跡整備事業等、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進めてまいります。

男女共同参画・平和・人権の分野では、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに意識啓発や学習機会の提供を行い、性別にかかわらず、みんなが協力してつくる、人に優しく住みよいまちをめざしてまいります。また、平和の継承、人権尊重の普及・啓発に引き続き取り組んでまいります。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」であります。

保健の分野では、「いきいき健康日本一のまち」をめざし、平成29年度策定の三次市健康づくり推進計画に基づき、市民一人一人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、みよしウェルネスプログラムや各種健診事業を始めとする各種事業を積極的に進めてまいります。

医療の分野では、広島県や広島大学等との連携のもと、医師の確保に全力を挙げた結果、市立三次中央病院では、73名の医師により診療を行う予定であります。引き続き、三次地区医師会や市内の医療機関との連携による地域医療体制の充実と医療の質の維持向上をめざしてまいります。

国民健康保険制度においては、平成30年4月からスタートいたします県単位化のもとで、広島県や各市町と共同して、安定的な財政運営と広域的及び効率的な事業運営を推進してまいります。

福祉の分野では、平成29年度中に策定する三次市第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者トレーニング事業や介護予防・生活支援サービス事業等を実施し、本市で暮らす高齢者の皆さんが敬愛され、地域で活躍の場を持ち、長く元気でいていただく、また、介護が必要になっても自分らしく安心して暮らし続けられる地域包括ケアのまちづくりを社会福祉協議会等の関係機関、関係団体と連携し、推進します。

平成29年度策定の三次市障害者計画に基づき、障害のある人が地域の一員として尊重され、安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域生活支援事業や障害者福祉タクシー利用助成事業

等、障害のある人のニーズを把握しながら、障害に応じたきめ細かい福祉サービスを提供してまいります。引き続き、高齢者、障害のある人、生活に困窮しておられる人が相談しやすい場となるよう、福祉総合相談支援センターの充実に努めてまいります。

地域公共交通の分野では、引き続き、生活交通確保対策事業により、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な移動手段を確保・維持してまいります。

J R 三江線については、廃線が目前に迫り、大変残念な思いと、これまで市民の皆さんの交通手段として活躍してきたことへの感謝の思いが交錯しています。今後は、新たな J R 三江線対策事業を実施し、沿線自治体と連携・協力して、代替バスの運行による生活交通の確保に全力で取り組んでまいります。また、懸案事項でありました J R 三次駅へのエレベーターの設置がいよいよ実現します。J R 三次駅バリアフリー化事業として支援を行っていくとともに、J R 芸備線・福塩線の利用促進事業を推進してまいります。

防災・安全の分野では、自然災害等に対する市民の皆さんの不安の解消を図るため、農村地域防災減災事業や急傾斜対策事業、小規模崩壊地復旧事業、自主防災組織等整備事業等、災害リスクに備えて必要な対策を実施し、ハザードマップの作成を始め、市民の皆さんと力を合わせながら、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

また、空家対策事業を実施し、倒壊の危険性のある空き家等についても適切な対応を行ってまいります。救急対応 A E D の更新や消防ポンプ自動車更新の負担金、消防ポンプ積載車等更新事業など、備北地区消防組合及び消防団の装備の更新を進めてまいります。また、多種多様化する消防団活動を補完するため、特定の業務や活動に従事し、より多くの方に消防団に参加していただくため、機能別消防団員制度を新たに導入し、地域の防災力強化に努めてまいります。

さらに、消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の確保や啓発行動を行ってまいります。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」であります。

就労促進・起業支援の分野では、女性が働きながら子育てできる環境日本一をめざし、みよしまちづくりセンター内に女性の就業を支援する三次市女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ 1 a b . 」を4月に開所予定であります。女性の起業、就労促進など、女性の働くことを応援する環境を整えてまいります。引き続き、仕事と家庭が両立できるまちづくりを進め、女性の多様な選択、チャレンジを応援し、女性が元気なまちをめざしていきます。

農業分野では、三次市農業振興プランに基づき、持続可能な地域農業の確立と夢の持てる農業の実現をめざしてまいります。トレッタみよしでは、平成27年3月のオープンから今年1月末までの来場者が約96万人となり、総売り上げも約8億4,000万円となっております。また出荷登録会員数も当初の278人から459人と約1.7倍となっており、農業の生産力・販売力の向上につながっております。引き続き、担い手育成・強化事業を拡充し、生産者を始め、広島県、J A 等の関係機関と連携して、農業を多様な形で守り、担い手を確保・育成していくための施策を推進してまいります。



農畜産物の生産力強化事業等により、農業所得の向上、経営基盤の安定・強化を図ってまいります。有害鳥獣の被害防止対策事業を継続し、有害鳥獣の駆除活動や農作物等への被害防止対策に取り組みます。また、農業基盤の整備のため、ため池や用排水路等の農業用施設や農地改良等を継続して行います。

林業分野においては、引き続き、三次地方森林組合や甲奴郡森林組合、広島県等の関係機関と連携し、林業の振興を図ると同時に、林道整備事業の拡充や林道等維持管理事業を新設し、路面整備等を進めてまいります。

商工業分野では、リフォーム支援事業等、中小企業の経営の安定を図るための各種支援事業を継続し、三次商工会議所や三次広域商工会など、関係団体との連携を一層深め、地域での消費喚起と地域経済の活性化を図ってまいります。さらに、三次藩札の発行事業については約8割の事業者から評価をいただいております。平成30年度も、小売業を下支えする意味からも継続して実施します。

観光分野では、市内の観光協会など、関係者が一体となって、オール三次観光・交流キャンペーンstage 2として、鶴飼を始めとする観光情報発信による来訪促進事業や受け入れ体制の整備促進事業などを総合的・戦略的に進めてまいります。中でも、インバウンド対応については、本市の文化、歴史、自然などの地域資源を活用して、海外への情報発信に取り組んでまいります。加えて、平成29年12月に設立いたしました三次版DMOであります一般社団法人みよし観光まちづくり機構を中心に、三次町のまちづくりを始め、観光における稼ぐ力と交流の創出をめざします。また、東酒屋地区における施設利用者のための駐車場整備を行ってまいります。

定住・交流の分野では、定住対策事業を充実させ、引き続き定住支援に取り組みます。特に、空き家バンク家財等処分費用補助金を新設し、空き家バンクへの登録物件の確保に努めてまいります。定住対策情報発信事業として、自然に恵まれた環境や充実した子育て・医療体制等、本市の特徴を創意と工夫により戦略的で効果的に情報発信するとともに、ふるさとサポーター事業を拡充し、移住希望者や若者とふるさとを結び、本市の住みよさを発信することで、定住につなげてまいります。行政の総合力を結集し、あらゆる分野の施策を有機的、効果的に連携させながら展開することにより、定住のまちづくり、交流の推進に取り組んでまいります。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える「環境づくり」であります。

三次市環境基本計画に基づき、自然環境と調和する、環境に配慮したまちづくりの取組を進めてまいります。

自然環境の分野では、市民の皆さんと地域を育んできたかけがえのない資産である自然環境を守り継いでいくため、里山林の整備や森林・林業体験活動への支援を行います。また、本市に生息する希少または貴重な野生動植物を保護し、次世代に継承していくことを目的とする三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例を本定例会に議案として提出させていただいております。地球温暖化対策や循環型社会の形成に向けて、電力消費監視装置「見える化」事業による学校等での環境教育と省エネルギーの実践により、豊かな自然との共生をめざしたまち

づくりを進めていきます。また、市民や事業者の皆さんと行政の協働によるごみの減量・資源化及び処理施設の延命化等によって、安定的なごみ処理体制を整備してまいります。

生活基盤の分野では、引き続き、市道三次山家線や県道青河江田川之内線を始めとする道路整備や維持管理及び橋梁の点検・長寿命化を図ります。さらに、新市まちづくり計画のフォロー事業、上下水道事業、公共施設大規模改修等、生活最優先の視点で、必要性や緊急性を勘案し、効率的に整備を行うとともに、（仮称）吉舎町拠点施設建設事業や道の駅ゆめランド布野施設整備事業等、地域の拠点づくりにも引き続き計画的に取り組めます。

水道事業では、河内地区を始めとする拡張事業や老朽管更新、浄水場施設更新を実施するとともに、生活用水施設整備補助事業を拡充してまいります。また、平成29年度中に策定する三次市水道事業ビジョンに基づき、災害等に強く、安全で持続可能な水道事業の運用をめざします。下水道事業では、市民の皆さんの快適な生活環境づくりのため、三次処理区における管路布設工事を計画的に進めてまいります。三次市汚泥再生処理センター錦水園は、これまで市直営により水処理運転管理業務を行っていましたが、4月より地元業者による共同企業体へ業務委託をいたします。

本市の主要な施策の効果を十分に発揮していく上で、国と広島県との連携・協力は非常に重要であります。国との関係では、青河町片山地区を始めとする河川改修や、桜堤の整備を始めとする三川合流部周辺河川環境整備などを連携・協力して進めます。広島県との関係では、引き続き国道183号、375号、主要地方道吉舎油木線本郷工区、祝橋の架けかえを伴う都市計画道路巴橋粟屋線街路事業を始めとした国道・県道の整備・改良、幹線林道の比和・新庄線や、県営備北南部地区広域営農団地農道の整備など、連携・協力して進めてまいります。今後も、国・県への要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて努力を重ねてまいります。

また、広島空港連絡バスの運行を引き続き行い、交通の結節点としての機能強化を図ることで、企業活動の促進並びに観光振興や定住の促進につなげてまいります。

引き続き、ケーブルテレビ設備改修事業や市営住宅改修事業を計画的に進めていきます。

景観形成の分野では、引き続き、花の里みよし推進事業等を進めていくことにより、地域の一体感と誇りを育み、美しい三次の創造を図ります。また、尾関山公園の桜の再生に向けた取組を市民の皆さんと協働して進めていくとともに、若宮公園のトイレ整備事業を新たに実施いたします。多面的機能支払交付金制度及び中山間地域等直接支払交付金制度の取組を継続実施するとともに、農業用施設等の保全活動や共同活動による農村環境の維持・保全に努めてまいります。

第5の柱は、参加と行動によるつながる「しくみづくり」であります。

三次市まち・ゆめ基本条例は、市民の皆さんと市議会及び市がそれぞれの権利や役割、責務等を明らかにし、信頼関係を基本に、協働して自律した地域社会をつくるための基本的な考え方や仕組みを条例化したものであります。この条例を皆さんに知っていただき、今以上に協働のまちづくりを実践していくため、各種啓発事業に取り組めます。

引き続き、自治振興活動費補助事業やがんばる地域支援事業、がんばる地域・産業施設整備

支援事業、地域力向上支援事業等を実施し、各住民自治組織を始めとする地域課題解決や地域活力の創造に向けてがんばる市民の皆さんを全力を挙げて応援してまいります。

また、新たに地域人材育成・派遣事業を実施するなど、平成29年度のひろしまさとやま未来博を生かし、つないでいくため、地域を支えるリーダーづくりに取り組みます。

市職員による地域応援隊の活動の継続など、市民の皆さんと情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場で、参加と行動を基本とした協働のまちづくりを推進してまいります。

行財政改革の分野では、第3次三次市行財政改革大綱の基本理念である「透明」「参加」「選択」に基づき、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、満足度を高め、創意と工夫で市民の皆さんが誇れるまちづくりに向けた取組を着実に実行してまいります。

一例を申し上げますと、健全財政の堅持や債権確保を始めとする歳入確保に努めるとともに、公明正大な行政のための徹底した情報公開や個別外部監査に取り組みます。また、内部管理経費の節減に努め、平成28年度から電力入札を実施していますが、契約更新のための入札を実施した結果、68施設で約6,000万円の経費削減が見込まれます。

平成30年度は第3次三次市行財政改革大綱の最終年となります。これまでの成果と課題を踏まえながら検証を行い、次期大綱策定に向けて取組を進めてまいります。行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、市民に身近な信頼される行政を実現し、あれも、これもではなく、選択と集中で限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民の皆さんとともに積極的に行動していくまちづくりを進めます。また、まちづくりの総合指針である第2次三次市総合計画の進捗を管理する仕組みとして行政評価を実施し、行政運営の中にPDCAサイクルを確立させ、社会の変化に柔軟に対応してまいります。

終わりに当たりまして、私の原点は、次の世代にツケを回さない、改革に終わりなしと、「とことん対話」する市民生活最優先の市政であります。引き続き多くの市民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、これからのまちづくりに積極的に生かしていきたいと思っております。

私が掲げてきた市民生活最優先の市政という点では、合併からこの間、市民の皆さんの声を聞きながら、生活基盤整備は一定程度進んできたと自負しております。今後とも必要な整備は進めてまいります。合併15年目を迎え、ますます成熟度を増してきた協働のまちづくりを一層、さらに一歩進め、この礎の上に「誇れるまち」を市民の皆さんとともに作り上げていきたいと考えております。このことが三次市の魅力を増進していくと確信をいたしております。

「誇れるまち」とは、個性あふれる地域がたくさんあり、全ての子どもたちが夢と希望を持って頑張ることができるまちであります。魅力にあふれ、誇りに満ちた地域を実現するためには、子どもを始め、全ての市民の皆さんが活躍できる場があり、市だけではなしに、住民自治組織や地域住民の皆さんと我がまちの夢や将来像を共有し、ともにまちづくりを行っていくことが必要です。三次で生まれ育ち、働き暮らすこと、三次を離れても三次とつながって生きていくこと、三次に移住し暮らすことができる誇れるまちづくりに全力を傾注していく決意を

新たにしておるところであります。

平成30年度は、先ほども申し上げましたように、第30回三次市義士親善友好都市交流会議（忠臣蔵サミット）、第27回全国川サミットを始めとする全国規模の大会や行事等も多く予定されており、まさに発信の年の絶好のチャンスであります。さらに、長寿社会を迎え、甲奴町の「ゆげんき」を活用した新たな健康づくりにも着手する年であり、第2次総合計画の見直しの実施や第3次三次市行財政改革大綱、三次市教育大綱の最終年に当たり、次期の計画策定に向けた検証・検討に入るなど、明日の三次の発展に大きくインパクトを与えていく1年であります。

三次郡ほか4郡、現在の三次市、庄原市の代官となった頼杏坪は、そこに暮らす人々の生活を安定させることを常に考え、各地の村々を歩いて、民の声を聞き、政治に反映しようと努めました。また、飢饉に備え、寒い土地でも育つ柿の木を育てることを奨励し、約3,000本を植樹しました。干し柿にすれば保存食になる柿は、栄養価も高く、皮も葉もお茶として飲むことができます。約200年後の今日でも、日本の柿が残り、秋になるとたくさんの実をつけております。このように、私も三次の今を支え、将来にわたり発展させるための施策に全力で取り組んでまいります。市民、住民自治組織、事業者を始め、あらゆる皆さんの力を結集し、さまざまな課題を乗り越え、三次市の総合力で将来にわたる発展をめざそうではありませんか。

引き続き、議員各位を始め市民の皆さんの格別の御理解と御協力をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議会改革推進特別委員会中間報告

○議長（亀井源吉君） 日程第3、議会改革推進特別委員会中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 宍戸議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（宍戸 稔君） 皆さん、おはようございます。議会改革推進特別委員会中間報告を行います。

議会改革推進特別委員会は、平成28年6月定例会において、議長の諮問機関として設置されました。首長と等しく二元代表制の一翼を担い、住民の意思を代表する議会として、住民意識の多様化や行政運営の変化に対応するため、議会の機能を時代に合わせて再検証し、充実・発展させていく必要があるとの共通認識のもとで、今年2月までに15回の委員会開催と2回の行政視察を行い、先般、議長へ検討の経過と内容を報告しました。今定例会において、その概要を報告いたします。

平成27年度に、議会基本条例の検証が議会運営委員会を中心として行われ、今後の方向性を定めていくことが確認されました。本委員会では、検証において各条文の達成度の評価が低い項目の中から、「自由討議」と「議会図書室の充実」について協議・検討を行いました。

自由討議については、検証で、委員会等で議論が不足しているとの評価があったことから、テーマや論点などを整理する必要があるため、要領の作成に取り組みました。先進地として視察した埼玉県和光市や東京都東村山市の例を参考に、委員会での実施を基本とし、所管事務調査などで論点や争点の明確なテーマがある案件とするなどを規定した「三次市議会自由討議実施要領」を作成しました。議員相互間の自由な討議を重んじながら、議員間の理解を深め、議論の経過を市民に説明できることと、あわせて、議員が議論を交わすことで資質を高め、委員会や議会の活性化につなげることを目的に、積極的に実施していくべきものとししました。

なお、自由討議後の取り扱いについては、その方向性に課題のあるケースもあり、今後において研究・検討が必要であると考えます。

次に、議会図書室の充実については、議会関係の書籍も少なく、これまでは有効活用されておらず、図書の内容についても検討することが必要とされました。三次市立図書館の協力を得て、議会図書室に1カ月50冊程度貸し出す提案をいただき、協議した結果、議員の調査・研究に資する活用という点で有効であると決定しました。規則を定め、昨年4月から利用を開始しています。

次に、予算決算常任委員会のあり方についてであります。先進自治体の例に倣い、予算決算審査資料の充実を図るため、本市でも取り組むよう執行部へ要望し、委員会に財務部、政策部の出席を求め、協議を重ねてまいりました。これまで口頭説明で行われていた事業目的・内容、事業費の積算根拠、財源の内訳などを明文化し、説明資料として供されることで、審査機能の充実・強化が図られるものとししました。

最後に、「委員会の活性化」についてであります。政策・事業評価などを審査する委員会は、新たに立ち上げるのではなく、現在設置している委員会の充実・強化を図っていくこと、また、委員会は、所管事務調査など審査の充実と活性化を図る役割があり、その機能を十分発揮しなければなりません。そのためには、委員会が、議会報告懇談会での市民の意見や課題とされている事項などについて、所管事務調査や自由討議、意見交換会などに積極的に取り組むよう意識づけし、政策評価、政策提言や立案に取り組み、その徹底を図るべきものとししました。

また、各委員会の行政視察後には、視察で得たものを生かすため、委員会を開催し、考察や今後取り組むべき行動などについて確認や決定することをあわせて徹底し、委員会の活性化を図るべきものとししました。

以上、これまで協議いたしました経過と内容についての中間報告といたします。

○議長（亀井源吉君） 本件は報告のみとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（亀井源吉君） 日程第4、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第1号及び報告第2号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年2月1日に、三次市栗屋町1275番2地先、一般県道若屋秋町線の路上で発生した道路のり面からの落石による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年2月9日に、三次市山家町351番地先、市道三次山家線の路上で発生した道路のり面からの落石による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げます。

○議長(亀井源吉君) 質疑を願います。

(13番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

○13番(小田伸次君) 今回のこの専決処分ののり面からの落石ということですが、今回の積雪とかさまざまな要因があると思いますが、今回起きた事件の現場の状況と、それが起きたことによってどういうふうな取り組みを三次市として行ったかということを質問させていただきたいと思いますが、これは島根県だったと思いますが、昨年でしたか、一昨年でしたか、女子大生の子が落石によって死亡したということもございました。いつ何どきこういうことが起こるかもわかりません。その要因についてどのように考え、それにどのように対処したのかお聞かせ願いたいと思います。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 坂本建設部長。

○建設部長(坂本高宏君) 2件の報告でございますけれども、まずは、県道若屋秋町線が2月1日、時間にしまして17時5分、もう一本が、三次山家線が2月9日の12時30分ごろに発生し、どちらも路肩には雪が残っており、凍結から雪解けによると思われる落石と思われることから事故が発生したものです。落石の大きさは、若屋秋町線が30センチ掛ける20センチ、高さが約15センチ、そして、三次山家線が10センチの立方体で、どちらも角がとがった落石でございました。

事故の状況としましては、若屋秋町線について、車両の下にその石が入りまして、バンパー、コンデンサ、ラジエーター等を破損し、三次山家線についてはタイヤが1本破損したという状

況でございます。事故の車両通過時にちょうど山から車道に落石があり、かわすことができず、物損事故が発生しました。運転者が避けることのできない案件として、運転者の瑕疵はなく、どちらも全て市の道路保険の適用となります。

続いて、取組でございます。市道3,580路線、1,853キロ、県道20路線の84キロ、落石の可能性のある全ての対策は現実的ではありません。しかしながら、このように頻発するという箇所については、今後対策を検討してまいります。

また、現在、権限移譲されている県道及び一般市道について、業務委託による月4回の道路パトロールを実施しています。その他の市道におきましては、現場の行き帰りなどに注意、観察を行っていきますとともに、郵便局を始めとする関係機関、市民からも情報提供をお願いするとともに、全職員に対しては、三次市情報ポータル掲示板により、道路の情報を発見した場合は情報提供を依頼し、安全対策に努めているところでございます。

(13番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 小田議員。

○13番(小田伸次君) このたびは落石でございましたけども、近年、鳥獣被害というふうに言われておって、イノシシ等々がのり面を駆けて落ちてきたりというふうな状況も出てきておりますし、先ほど言ったように、今回は落石でしたけども、倒木とか、今の雪であれば、竹が道路のほうへ迫ってくるというふうなこともありますので、今後ともその辺のところはしっかりと取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○議長(亀井源吉君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(亀井源吉君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第5 議案第17号 三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例(案)
議案第18号 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(案)
議案第19号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第20号 三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第21号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第22号 三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第23号 三次市防災会議条例の一部を改正する条例(案)
議案第24号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第25号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

- 議案第26号 三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第27号 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第28号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第29号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第30号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第32号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第33号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第34号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第35号 三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第36号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第37号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第38号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第39号 三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第40号 三次市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第41号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第5、議案第17号から議案第41号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第17号から議案第41号までの議案25件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第17号三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、本市に生息する希少または貴重な野生動植物を保護することにより、これを市民のかけがえのない資産として次世代に継承していくことを目的に、三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、市、事業者、市民等の責務や捕獲の禁止等に関する規定を定めようとするものであります。

次に、議案第18号三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者の指定等について市町村が実施するものとされたため、指定居宅介護支援等の事業の人員、設備、運営に関する基準等を制定しようとするものであります。

次に、議案第19号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市職員の職務の級を改めるため、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、行政職給料表及び医療職給料表に給料表3が適用される職員の職務の級について、現在の6級制から7級制に移行するため、給料表の改正等をしようとするものであります。

次に、議案第20号三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正及び国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、関係条例である三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、雇用保険法の改正内容に合わせて、失業者の退職手当の要件を整理するもの及び退職手当の基本額に乗じる調整率を現在の100分の87から100分の83.7に引き下げようとするものであります。

次に、議案第21号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、非常勤特別職の職員の報酬月額の設定等に伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、非常勤特別職の職員の報酬月額を改定するほか、新たに主任放課後児童支援員、三次市自然保護推進員の報酬等について定めようとするものであります。

次に、議案第22号三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、消防団に新たに機能別消防団員を導入することに伴い、関係条例である三次市消防

団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、消防活動の充実を図るため、消防団員の定数内に活動内容を限定した機能別消防団員を定め、その導入に必要な事項について定めようとするものであります。

次に、議案第23号三次市防災会議条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市防災会議の委員を具体的に明記するため、関係条例である三次市防災会議条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、委員の1人について、備北地区消防組合の消防吏員のうちから任命することを明記しようとするものであります。

次に、議案第24号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市折原集会所、三次市神ノ瀬集会所及び三次市敷町集会所の3施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市折原集会所ほか2施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第25号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市みよし運動公園トライアルパークの設置に伴い、関係条例である三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1にトライアルパークの利用料金等を定めようとするものであります。

次に、議案第26号三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例である三次市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者の所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第27号三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されること等に伴い、関係条例である三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険法の住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の国民健康保

険の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合に、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴う重度心身障害者医療費支給対象者の規定を整備しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、三次市国民健康保険運営協議会の名称を市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるとともに、当該協議会の委員構成の見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第29号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、介護医療院の開設許可等の申請に伴う審査手数料を追加し、砂利採取計画の認可申請等に伴う申請手数料の金額を変更しようとするものであります。

次に、議案第30号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、第1号被保険者の保険料の見直し及び介護保険法の改正に伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、平成30年度から平成32年度までの介護給付等対象サービスの見込み量等に基づき、介護保険料の改定を行うとともに、介護保険料の段階の判定基準等について改めようとするものであります。

次に、議案第31号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市福祉保健センター各室使用料を整理するため、関係条例である三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1の第1項中、交流談話室ほか3室の区分を削ろうとするものであります。

次に、議案第32号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、改正された国の基準に基づき、介護予防支援の人員、設備、運営等に関する基準を改めようとするものであります。

次に、議案第33号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、改正された国の基準に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の人員、設備、運営等に関する基準を改め、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加しようとするものであります。

次に、議案第34号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、改正された国の基準に基づき、介護予防認知症対応型共同生活介護等の人員、設備、運営等に関する基準を改めようとするものであります。

次に、議案第35号三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、折原児童遊園及び神之瀬児童遊園の2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市の公園・公共広場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、折原児童遊園ほか1施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第36号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、入会児童の増加に伴い、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中に三次小学校第2放課後児童クラブ、八次第5放課後児童クラブ及び酒河第2放課後児童クラブの名称及び位置を追加することなどであります。

次に、議案第37号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市郷中地区構造改善センター、有藤所原集会所及び河戸集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとする

するものであります。

その内容は、別表中、市郷中地区構造改善センターほか2施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第38号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、工場等の設置奨励施策の充実を図り、工場等の立地を一層促進することを目的として、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、土地取得奨励金の対象に四拾貫産業用地を追加しようとするものであります。

次に、議案第39号三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、都市公園法施行令の改正に伴い、関係条例である三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、本市が設置する都市公園の運動施設の面積割合の上限を100分の50に定めようとするものであります。

次に、議案第40号三次市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、みわ文化センターの増築に伴い、関係条例である三次市文化センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表にみわ文化センター多目的ホールの利用料金を定めようとするものであります。

最後に、議案第41号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市立安田小学校を三次市立吉舎小学校に統合することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1中、三次市立安田小学校の名称及び位置を削ろうとするものであります。

以上、議案25件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第18号の三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）ですが、その中の運営についてであります。国からも指導やいろんな通達が来ているみたいですが、水害、土砂災害から命を守るためにということで、社会福祉施設などの施設の管理者へ避難計画や避難情報の伝達やら、それから、避難場所の確保や、

さまざまな安全確保のための取組がされようとしておりますが、この条例の中には、運営の方針ということしか書いてありませんが、その項目はどういうふうになっているのか。それから、三次市内のそうした福祉施設の避難計画などがどういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、あわせて、国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）、議案第28号ですが、国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会というふうに改めるということになっていますが、中身についてどういうふうに変わっていくのかお尋ねをしたい。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長（森本 純君） 議案第18号に対する御質問でございます。この議案第18号、三次市指定居宅介護支援等の事業につきましては、平たく言わせていただければ、これはケアプランセンターの事業でございます。人が入ってくる、利用者が使う事業でなく、ケアプランを組み立てるための事業所に関する条例でございますので、その入居者あるいは利用者についての避難等の記載はございません。

そのほかの利用者がいらっしゃる施設につきましては、それぞれ3年に1度程度監査のほうへ入らせていただいております。その中で、避難計画等、確認はとらせていただいております。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 稲倉市民部長。

○市民部長（稲倉孝士君） 御質問にお答えいたします。

このたびの国民健康保険条例の一部改正については、国保の県単位化に伴うものでございまして、県にも国民健康保険の運営協議会を設置いたします。そのために、県と市との設置しなす運営協議会の分類といいますか、役割分担を明確にしたものでありまして、県の主に審議をする内容につきましては、国民健康保険の事業費納付金の徴収でありますとか、都道府県の国民健康保険の運営方針の作成、その他の重要事項というふうに規定をされておまして、逆に、市の運営協議会で協議する内容につきましては、保険給付でありますとか保険料の徴収、その他重要事項ということで、そういった形で、市が行う事務について明確に規定をしたものでございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 国保の運営協議会で昨年度から議論をされて、国民健康保険運営協議会で議論をされて、県の国民健康保険協議会に関する協議会か知りませんが、そこへの意見聴取というのは三次の国保運営協議会から県の国保の運営協議会への意見を県は聴取しなければならないというふうに書いてありますが、それはあつて今回のような改正になったんだろうと思いますが、その連携というのはどういうふうになるんですかね。

（市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 稲倉市民部長。

○市民部長（稲倉孝士君） 県の国保運営協議会からのそういった意見聴取につきましては、当然、市の担当の方で十分もみまして、その結果については、このたび国保運営協議会の市の分を公表いたしましたので、そこで報告をさせてもらっておるということでございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑は。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 議案5点について御質問いたします。

最初に、議案第18号の三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例ですが、本件については、広島県の権限移譲ということで、現在、既に県の特例条例で実施しておるということでお聞きをしておりますが、第16条第15号、アとイの項目が記載をされております。介護支援専門員は「少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること」、イとして「少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること」という具合に記載されておりますけれども、県の条例に準じて今行っているということは、全ての今回提案された内容について、今申し上げたことも含めて、運用中であるのかどうかお伺いをします。

次に、議案第20号三次市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件ですが、第26条の項目の中に、附則第14項中「それぞれ100分の87」を「それぞれ100分の83.7」に、また、「100分の87」を「104分の83.7」という記載があるんですけども、前後の文章から見て、この104分の83.7は、100分の83.7ではないかと思うんですけども、もしこの104分の83.7が正しいのであれば、なぜ分母がそのようなことになるのかお聞かせ願いたいと思います。

続いて、議案第21号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する議案でございますが、このたび新しく主任放課後児童支援員をつくられておりますが、この主任放課後児童支援員を新設した主たる理由、現在との違いが何であるのかお聞きしたいと思います。

4点目に、議案第22号三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正ですが、条例の定員が1,620人に対して、直近の実績で何名消防団員が不足しておるのかということと、機能別消防団員の「従事すべき消防事務の範囲を限定して」という文言がございますが、この文言は具体的にどういった意味なのか。それから、別表2の貸与品が減少しておりますけれども、この貸与品の減少した理由。さらに、別表第3の消防音楽隊の被服の貸与が抹消されておりますが、この扱いはどのようになるのかお聞きしたいと思います。

最後、議案第30号の三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）ですが、現在、介護保険の段階が1号から12号まで設定されておりますけれども、今回の改定で、基準となります第5段階で、月額178円、2.98%の増率ということになりますけれども、これからこの改定について市民に当然広報活動を通じて周知されると思うんですけども、従前のように、この基準で市民に対して広報を行われていくのかどうか。それから、今回の改定では、第4号を除く残りの全ての段階で、いずれも率で2.98%ということになっておりますが、この第4号だけは月額で

138円、率で2.44%減額、減率となっています。この第4号だけ減額、減率になっておる理由をお伺いいたします。

以上5件、よろしく申し上げます。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) 今お尋ねの第16条第15号でございますけれども、これは、これまで運用してまいりました県条例をそのまま引き継いでございます。このように指導監査の中では確認をさせていただき、もし足らざるがあれば、そのような口頭指導等をさせていただいておるところでございます。

それから、介護保険条例の改正につきましての御質問でございます。広報につきましては、本議会で議決をいただきましたら、しっかりと市民のほうへお知らせしていきたいと思っております。どのような形が一番わかりやすいのか、基本的にはこれまでもこの月額を基準に説明をさせていただいておりますので、しっかりと説明のほうをさせていただきたいと思っております。

それから、所得階層第4段階につきましての引き下げでございますけれども、こちらにつきましては、第5段階より、1から4段階というのは比較的所得の少ない方々の保険料になってこようかと思っておりますけれども、この中の第4段階につきましては、国が示す基準を三次市の基準が上回っておった、今の保険料について上回っておったのが現実でございます。これは前々回の保険改正時に国のほうの基準が変わってきたこと、それが三次市の基準と若干合わなくなっていたのが現実でございまして、今回、国の基準に合わせる形で、第4段階の方につきましては引き下げのほうをさせていただいたということでございます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 落田総務部長。

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 議案第20号三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)についての附則第14項中の100分の83.7という数字でございますけれども、これは、いわゆる退職手当に関する条例につきましては、県内8市が加盟しております広島県市町総合事務組合に準じる運用としておりまして、これはその事務組合の数値に準じたものでございまして、特別これが誤りであるということはありません。

104の数値については、以前104という数字を用いた部分もありましたので、それが残っている部分で104という数字が現在ここへ残っておる。それを使っている部分もありますので、104という部分の記載がございまして、

それと、議案第21号でございます。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、主任放課後児童支援員の役割でございますが、これを設置した目的でございますけれども、現在、17の直営の児童クラブに支援員を配置しておりますが、その全体を統括する指導・監督を行う役割として主任放課後児童支援員を配置しようとするものでございます。具体的には、各児童クラブへ行って児童の様子を見て、支援員へ適切な指導を行うというのが主な中身でございます。

議案第22号、消防団員についての議案でございますけれども、定員が1,620人のうち、現在1,493名ということで、137名の不足ということになります。ただし、定数との違いということで、現在、不足という感じは持っておりません。できるだけ定数に近づけるようにということで、今回、機能別消防団員というのを導入するというようにしております。

貸与物品についてでございますけれども、これは、既に使われていないものも、実際使われていないものとか、きゃはんでありますとか、あと、はっぴとか、そういうふうなものにつきましては削除させていただいて、通常、団活動で使われているものに今主眼を置いて整理をさせていただいたものでございます。

それと、音楽隊の制服でございますけれども、これについては音楽隊のほうで準備をしていただくというふうに思っております。音楽隊の制服につきましては、団員のほうで、音楽隊員のほうで準備をしていただくというふうに思っております。

機能別消防団員の活動範囲でございますけれども、具体的には、火災発生時のいわゆる緊急時の活動の時間帯など、基本団員ではなかなかできない部分について、緊急時に対応するという初期消火活動でありますとか、あるいは広報活動等について、あるいは女性が活躍できるような内容ということで限定をして募集することによって、団員も入団しやすく、また活動しやすくなるということを主眼に置いておるものでございます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長（亀井源吉君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 消防団員の現行定員の1,620人に対して、現状が不足しておる。それを補う、補完するために、今回新たに制度を変えておられるのかどうか、もう一度そのところの説明と、それから、貸与品ですけども、不要になったものを抹消したとおっしゃられたんですけども、冬、夏用の作業帽というのがいずれも抹消されておりますけども、これも今は使われておらなくて不要になっておるのかどうか、もう一度確認させてください。

それから、第20号の104分の83.7という分母の104ですけども、説明がちょっとよく理解できなかったんです。なぜ104を分母に持っているのかという理由をもう一度お答え願いたいと思います。

それから、18号の関係ですが、今回、この第16条第15号に記載されておりますアとイの項目ですね。先ほど申し上げた、少なくとも月1回行うということ。これは、県の今の条例でもこのように記されておるのだらうと思うんですけども、三次市の運用として、この条例に準じて月1回のそれぞれが行われているのかどうかということと、この項目は介護給付費で言う予防支援に相当するものであるかどうか、その内容についてももう一度確認させてください。

それから、第30号の介護保険条例の件ですが、基準額を中心に広報されていくと思うんですが、たまたま今回は全ての段階において、4号を除くと一律約3%弱ということになっていきますから、割と広報しやすいと思うんですけども、前回の改正時、3年前の改正時に、三次市は基準額で215円、わずか3.7%の増率で抑えたという言い方をされました。このときには、従前の8段階から12段階に変更されまして、高額所得に相当する12段階においては、実に29.7%、

月額にして2,730円の増額があったということをお出しするんですけども、広報の仕方によっては随分とそういったところも隠されて、大幅に増額、増率になるところは抑えて、基準値の低額所得者のところで広報されるということに偏らないように、できるだけ公平な形での広報をぜひお願いしたい。後で実際に保険料を払う人から大変なクレームをいただくということもままあるので、その辺のところは十分配慮をしていただきたいと思います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) まず、議案第18号の件でございます。

こちらの基準は、各事業所のケアマネジャーが各サービス利用者の方々について月1回は訪問しなさいという定めでございます。これは、先ほど申しましたように、現在の広島県条例にも入っておるものでございます。こちらにつきましては、先ほども申しましたように、三次市としては許認可権限を持つ所轄官庁ということで、最低3年に1回は各事業所の指導監査のほうへ入らせていただいております。その中で、そういった実行がされているかどうかの確認をし、もし不足があれば、改善するよう指導のほうを行っておるところでございます。

それから、広報につきましては、御指摘のとおり、丁寧な広報に努めてまいりたいというふうに思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 落田総務部長。

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 議案第22号の、定員1,620人に対して現在1,493人ということでございますけれども、これについては、消防団員の活動を充実させるということで、当然、基本団員そのものの定数の確保も行って行く中で、さらにその活動を活発化させるために機能別団員を導入するという設定をしたものでございます。

それと、貸与品の中で、今の帽子についてでございますが、これについては、そのかわりアポロキャップというのを支給しているという形で、それにかえさせていただいております。

それと、先ほどの104の数字でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、広島県の総合事務組合が出している基準に基づいて設定している数字でございます。ちょっとその104という数字の根拠については、現在、その理由についてはわからないのが現状でございます。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) 申しわけございません。1件、答弁漏れがございました。

このケアプランの経費につきましては、介護保険特別会計の保険給付費のほうで、居宅介護サービス計画等給付費ということで各事業所のほうへ支払っておるものでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 横光議員。

○7番(横光春市君) 数点お尋ねをしていきたいと思いますが、議案第17号で、第2条の希少野

生動植物というのがありますが、市はどのような野生の動物や植物を想定しているのかということと、第3条で地域の状況に応じた適切な施策を定め実施するものとするとしていますが、第2条で想定した野生の動物や植物にどのような施策をしようとしているのか、また、その施策について、平成30年度予算に計上しているのか否か。第10条の中の自然保護推進員の報酬は、特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償の条例の中には改正案として出されておられませんけれども、報酬としては支払いはないだろうというふうに思いますが、ほかに報酬にかわるものがあるのかないのか。

それから、議案第31号で、福祉保健センターの条例から削除される4部屋ですよ。これは他の目的で使用しようとしているのか、あるいは市民の人に使用していただかないようにするのか。そこにはたしか以前トレーニングセンターというものがあったというふうに思うわけですが、これがどのようになっていくんだろうかということがちょっと心配であります。なので、お尋ねをしたいと思います。

それと、議案第36号、放課後児童クラブの設置箇所、児童が増えるということであるという、利用者が増えるということであったと思いますけれども、これは背景として、女性活躍の推進によって、女性の皆さん方が会社等へどんどん勤めていくと、そういう増加傾向にあるということが背景にあるのか、それをお尋ねしていきたいというふうに思います。

以上です。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 日野産業環境部長。

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 希少野生動植物の条例案の関係で3点御質問をいただいております。

本条例に基づいて、具体的に種の指定ということがございます。この条例案を策定するに当たって、諮問、答申ということで、答申等の中にございますけれども、第1次的には、種の指定ということで、ブッポウソウ、それからダルマガエルという、この2つについて指定をということでございましたので、第1段階とすれば、この2つの種について、指定の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の取組ということでございますけれども、30年度、来年度の当初予算の中で掲げておりますのは、まずその種の選定に取り組むために保護種の選定委員会というものを設定いたします。この選定委員会の設定に伴う経費として24万3,000円。それから、啓発ということで、講師等を招いて啓発ということで、その報償費が10万円。その他、保護推進員の方への腕章等、消耗品が必要になってまいります。こちらのほうが27万2,000円。その他、研修等に伴う会場借り上げといったような予算が来年度の予算ということになりますけれども、基本的には、市民の方を含めて、啓発に取り組むことを重点的に取り組んでまいりますけれども、事業的にはまず第1に種の選定というところを進めてまいりたいと思います。

それから、もう一点は、推進員の位置づけ、第10条でございますが、この第10条の推進員につきましては、本議会のほうへ非常勤特別職として上げさせていただいておりますけれども、無

報酬という文言を入れております。ちなみに、その推進員に当たる県あるいは国の取り扱いにつきましても、名誉職といったような形で、国、県においても同様の推進員についてはボランティアといった形で、こちらについても諮問、答申の中でボランティア、各委員さんのほうからも国、県に準じた形をとったような提案もいただいておりますので、今回そのようにさせていただきますというところでございます。

報酬ということについてはございませんけれども、例えば推進員の方に、場合によっては視察とか、そういったことが出た場合には、いわゆる費用弁償といいますか、旅費に当たる部分とか、そういったものについては非常勤特別職の報酬条例の中で交付するということがございますし、また、研修等を含めて、その他事務的な経費については市のほうで賄っていくといった部分はあろうかと思えます。

以上でございます。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 森本福祉保健部長。

○福祉保健部長(森本 純君) 議案第31号、福祉保健センター設置及び管理条例の件についての御質問でございます。

今回改正する表につきましては、それぞれの部屋を専用利用した場合の使用料の設定でございます。実際といたしまして、今回落とそうとする交流談話室、これは2階の部屋でございますけれども、現在、実際は障害者サロンとして活用してございまして、一般の方に御利用いただける状況にないものでございます。また、3階の多目的室、こちらにつきましても、すくすく広場として設定してございますので、一般の方が使えない状況ということで落とします。

それから、健康増進室につきましては、現在、トレーニングマシンを入れている部屋でございますので、トレーニングマシンの利用ということで入っていただけますけれども、あちらの部屋を専用利用させるという想定はできないということで、今回落とさせていただくというものでございます。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 松長子育て・女性支援部長。

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 議案第36号の放課後児童クラブの利用児童数の拡大の背景はということでございますけれども、平成27年度に子ども・子育て支援法が施行されまして、児童クラブの受け入れ年齢が小学校6年生までということになりました関係で、まず利用人数のほうが増えてきております。

また、平成27年度以降につきましても少しずつ利用児童率が上がってきていることを考えれば、やはり女性の就業による影響というものが出てきているものと思えます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(亀井源吉君) 横光議員。

○7番(横光春市君) 自然保護推進員さん、いろんな面で市のほうへ、あるいは市の状況をよくしていくということでありますので、あまり負担のかからないようにしてあげていただきたい

なという思いがいたします。

また、福祉保健センターについて、会議室がだんだん少なくなって、皆さんが利用するのはどうかという思いがありましたが、特別に使用されているということで理解をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 山村議員。

○8番（山村恵美子君） 議案第22号につきまして、先ほど総務部長の御答弁の中で、機能別消防団員のうちの女性消防団員とかというお答えがございましたけれども、そもそもこの機能別消防団員というのは、総務省が絞り出した知恵で、いろんな消防活動が非常にできにくい社会情勢の中で、少しでも、例えば郵便局員さんであったりとか、学生さんであったりとかが少しの時間を割いてでも消防活動に寄与できるということで体制をつくったわけでございます。ということですから、女性消防団員、三次市におきましても、各方面隊において女性消防団員が活動してらっしゃいますけれども、いろいろなお考えがあつて、私たちはこういうことはできるけれども、こういうことはやりませんよという女性消防団員もいらっしゃいますし、それから、全てにおいて男性消防団員と同じように訓練を受け、同じような場で活動していらっしゃる女性消防団員もいらっしゃるわけですから、一概にこの機能別消防団員に女性団員を振り分けるというようなお考えはまさかないでしょうねということをお伺ひしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 落田総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 今の御質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、当然、一概に今いらっしゃる女性消防団員の方を全て機能別に分けるということではございませんで、その内容によりまして、機能別で対応したほうがいい中身については女性のほうもそちらにも、当然、機能別のほうへ加入していただく隊員の方もいらっしゃると、そういうふうに分けて選択できる仕組みとしております。

（8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 山村議員。

○8番（山村恵美子君） ということは、女性消防団員は、今、人員が非常に少ないわけですがけれども、そういう少ない中で活動して下さっている女性消防団員の個々の考えをもとに、機能別消防団員であるとか、あるいは普通の団員であるとかということで、やっぱりそれぞれの個々の思いを重視して分けていかれるということですか。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 落田総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 現在、女性消防団員として活躍していただいております方の意思を尊重する中で、当然、団員として残っていただける方もいらっしゃい

ますし、機能別に移りたいというふうにおっしゃられる方については、そういう形で動けるような体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 落田総務部長。

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 先ほど新家議員から御質問いただいた中で、消防隊の音楽隊の服のことにちょっと訂正をさせていただければと思います。

音楽隊の制服につきましては、機能別要綱の中で、要綱を定めまして、貸与という形を現在考えておるところでございます。

○議長（亀井源吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第19号から議案第25号までを付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第18号、議案第26号から議案第36号まで、議案第40号及び議案第41号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第17号及び議案第37号から議案第39号までを付託いたします。

この際、しばらく休憩いたします。再開は13時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 8分——

——再開 午後 1時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（亀井源吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第42号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第43号 指定管理者の指定の変更について

議案第44号 指定管理者の指定の変更について

議案第45号 工事請負契約の締結について

議案第46号 損害賠償の額を定めることについて

議案第47号 市道路線の認定及び変更について

議案第48号 業務委託契約の締結について

○議長（亀井源吉君） 日程第6、議案第42号から議案第48号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第42号から議案第48号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第42号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画に新たに東入君192号線を追加し、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第43号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、三良坂リパティホールの指定管理者の商号変更に伴う指定の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第44号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、三良坂リパティホールの指定管理者の商号変更に伴う指定の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第45号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、ケーブルテレビ設備改修工事につきまして、一般競争入札を平成30年2月9日に執行いたしました。2者による入札の結果、1億9,332万円でNECネットエスアイ株式会社中国支店が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第46号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成29年12月6日に債権者敷地内で発生した公用車による物損事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第47号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道八次224号線ほか9路線の市道認定及び市道谷地宮の谷線の終点を変更することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第48号業務委託契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次地区拠点施設展示設備等整備業務につきまして、平成30年2月19日に公募型プロポーザル方式による応募者2者の審査を行いました。審査の結果、株式会社トータルメディア開発研究所を受託候補者として特定し、2億3,999万7,600円で仮契約を締結いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第42号から議案第45号まで及び議案第48号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第46号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第47号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第11号 平成29年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）

議案第12号 平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（案）

議案第13号 平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第4号）（案）

議案第14号 平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（案）

議案第15号 平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第16号 平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第7、議案第11号から議案第16号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第11号から議案第16号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第11号平成29年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億864万6,000円を追加し、補正後の総額を407億3,935万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、旅費の実績を見込み、140万円を減額するなど、合わせて236万円を減額。

総務費は、職員の異動等による給料等の減額及び退職手当の増額を見込んだ職員人件費について1億8,647万3,000円を増額するものの、基金積立金5,218万2,000円、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金5,000万円を減額するなど、合わせて3,035万4,000円を減額。

民生費は、後期高齢者医療療養給付費負担金6,679万1,000円、保育所経費4,118万円を減額するなど、合わせて1億8,463万8,000円を減額。

衛生費は、がん検診事業委託料800万円、し尿処理施設等管理経費750万円を減額するなど、合わせて2,339万8,000円を減額。

農林水産業費は、多面的機能支払交付金1,700万円、農業集落排水事業特別会計繰出金1,657万1,000円を減額するなど、合わせて5,389万3,000円を減額。

商工費は、観光交流推進業務委託料949万9,000円を減額するなど、合わせて2,075万円を減額。

土木費は、下水道事業特別会計繰出金3,624万2,000円を減額するものの、道路橋梁維持事業1億7,000万円を増額することから、合わせて1億770万6,000円を追加。

消防費は、備北地区消防組合負担金5,232万3,000円を減額するなど、合わせて6,562万3,000円を減額。

教育費は、学校整備事業1,000万円を減額するなど、合わせて1,668万8,000円を減額。

公債費は、長期債償還金の実績を見込み、3億35万3,000円を減額するものの、長期債繰上償還金12億4,854万7,000円を増額するなど、合わせて8億9,864万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方消費税交付金は、県の試算により2,442万3,000円を追加。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金7,298万5,000円を減額するなど、合わせて9,980万4,000円を減額。

県支出金は、県知事選挙費委託金1,641万3,000円を減額するなど、合わせて9,542万5,000円を減額。

財産収入は、土地売払収入500万円を減額。

寄附金は、児童福祉費寄附金50万円を増額するものの、ふるさと納税寄附金4,800万円を減額するなど、合わせて5,000万円を減額。

繰入金は、財政調整基金1億1,200万円を繰り戻しを行うことから減額するものの、長期債繰上償還金のための減債基金繰入金8億9,063万8,000円を増額するなど、合わせて6億766万3,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金1,967万2,000円を追加。

諸収入は、市町村振興宝くじ交付金483万5,000円を減額するなど、合わせて657万9,000円を減額。

市債は、広域営農団地農道事業債、消防施設等整備事業債などを減額するものの、過疎地域自立促進事業債などを増額し、合わせて1億6,240万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ記載の第2表のとおり、平成30年度への繰越事業として、弁護士委託事業ほか23件について追加し、公共施設改修・解体事業ほか1件について金額を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第3表のとおり、過疎地域自立促進事業ほか10件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第12号平成29年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,096万6,000円を減額し、補正後の総額を65億2,261万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、一般被保険者療養給付費1億3,000万円を減額、歳入については、療養給付費等負担金1億1,000万円を減額しようとするものであります。

次に、議案第13号平成29年度三次市診療所特別会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、補正後の総額を1億6,766万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、一般会計繰出金200万円を追加、歳入については、前年度繰越金655万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、議案第14号平成29年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,019万2,000円を減額し、補正後の総額を7億7,700万1,000円にしようとするものであります。

その内容は、歳出については、広島県後期高齢者医療広域連合納付金について1,019万2,000円を減額、歳入については、一般会計からの保険基盤安定繰入金1,019万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成29年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,311万1,000円を減額し、補正後の総額を18億9,734万9,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、施設管理経費4,066万9,000円を減額、歳入については、一般会計繰入金3,624万2,000円を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、産業廃棄物処分事業ほか1件について、平成30年度に繰り越そうとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、公共下水道事業の限度額を変更しようとするものであります。

最後に、議案第16号平成29年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,657万1,000円を減額し、補正後の総額を6億735万7,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出につきましては、公課費1,007万7,000円を減額、歳入については、一般会計繰入金1,657万1,000円を減額しようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（亀井源吉君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号平成29年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）ほか5議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号ほか5議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第8 議案第1号 平成30年度三次市一般会計予算（案）  
議案第2号 平成30年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）  
議案第3号 平成30年度三次市診療所特別会計予算（案）  
議案第4号 平成30年度三次市介護保険特別会計予算（案）  
議案第5号 平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）  
議案第6号 平成30年度三次市土地取得特別会計予算（案）  
議案第7号 平成30年度三次市下水道事業特別会計予算（案）  
議案第8号 平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）  
議案第9号 平成30年度三次市病院事業会計予算（案）  
議案第10号 平成30年度三次市水道事業会計予算（案）

○議長（亀井源吉君） 日程第8、議案第1号から議案第10号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（亀井源吉君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第10号までの議案10件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号平成30年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ357億7,000万円を計上し、前年度予算に比べ21億3,000万円、率にして5.6%減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成いたしております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税については増額が見込まれるものの、固定資産税については評価がえによる減額を見込むことから、前年度並みの66億527万8,000円を計上しております。

地方消費税交付金は、増額を見込み、2,678万1,000円、2.7%増の10億570万7,000円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税が交付税算定がえから一本算定への激変緩和期間の4年目となることによる減額を見込むことなどから、11億1,720万4,000円、7.3%減の141億4,323万8,000円を計上しております。

国庫支出金は、道路事業、みよし運動公園整備事業に伴う社会資本整備総合交付金が減額となることなどから、2億1,230万7,000円、6.9%減の28億4,489万6,000円を計上しております。

県支出金は、鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金が増額となることなどから、7,224万9,000円、3.0%増の25億380万円を計上しております。

寄附金は、ふるさと納税寄附金の減額などを見込み、4,250万円、41.5%減の6,000万2,000円を計上しております。

繰入金は、ふるさと創生基金、過疎地域自立促進基金の繰入を行うなど、3億3,808万8,000円、26.5%増の16億1,340万円を計上しております。

市債は、神杉保育所整備事業、健康増進施設整備事業などの減により、13億1,330万7,000円、22.1%減の46億4,000万1,000円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国・県の動向を見きわめながら、有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成をいたしております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、議員報酬、議員共済会負担金の減額などにより、前年度予算に比べ982万8,000円、率にして3.4%減の2億7,699万8,000円を計上しております。

総務費は、三次市生涯学習センター耐震改修及びリフレッシュ事業、JR三次駅バリアフリー化事業を増額するものの、三次地区拠点整備事業を減額することなどから、1億9,892万1,000円、3.3%減の58億3,013万1,000円を計上しております。

民生費は、障害者自立支援に係る扶助費を増額するものの、神杉保育所整備事業、こども集会所整備事業の減額などから、6億8,058万5,000円、6.6%減の96億3,391万2,000円を計上しております。

衛生費は、健康づくりセンター運営事業などを増額するものの、健康増進施設整備事業の減額などから、6億7,730万2,000円、21.2%減の25億1,558万円を計上しております。

農林水産業費は、小規模農業基盤整備事業、林業振興事業の増額などから、5,878万4,000円、2.4%増の24億8,388万3,000円を計上しております。

商工費は、女性活躍推進事業に伴う三次まちづくりセンター改修事業の減額などから、

6,522万7,000円、6.7%減の9億475万3,000円を計上しております。

土木費は、下水道事業特別会計繰出金を減額するものの、道路新設改良事業、みよし運動公園周辺整備事業を増額することなどから、6,999万9,000円、1.6%増の43億9,877万1,000円を計上しております。

消防費は、備北地区消防組合負担金、消防施設整備事業の減額などから、4,222万3,000円、2.9%減の13億8,987万8,000円を計上しております。

教育費は、みわ文化センター増築等整備事業を減額するものの、学校ICT整備事業、社会体育施設改修事業を増額することなどから、590万6,000円増の23億9,774万円を計上しております。

公債費は、繰上償還による長期債償還金の減額などから、5億9,225万3,000円、9.5%減の56億6,052万7,000円を計上しております。

予算執行に当たりましては、関係機関や組織内の緊密な連携のもと、計画的な執行と事業進捗管理を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条債務負担行為につきましては、9ページ、10ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか40件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、11ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか38事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第2号平成30年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

平成30年度から国民健康保険の制度改正により、県が財政運営の責任主体となり、県に国民健康保険特別会計が設けられます。今まで各市町に交付されていた国支払基金からの公費は県が歳入する等、予算構成も改まり、また、県内自治体間の財政調整のための共同事業が廃止されたことにより、予算総額も減となっています。

県単位化後も、医療費適正化事業の推進や特定健診の受診率向上等、保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の強化など、国保財政の安定的な運営に向けて一層の取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億270万7,000円とし、前年度予算に比べ12億822万5,000円、率にして17.7%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、19ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理

に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内におけるこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成30年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。23ページをお開きください。

安心して住み続けることのできる地域づくり、地域包括ケアシステムの構築に重要な在宅での診療体制を整備し、周辺地域の診療所の運営に努めているところであります。

また、作木診療所においては、これまでの指定管理による運営体制を直営とし、さらに診療体制の充実を図っていくこととしています。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,020万8,000円を計上し、前年度予算に比べ2,046万9,000円、率にして14.6%増の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、26ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第4号平成30年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアの推進をめざし、保健医療、介護の関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防・生活支援サービスの充実に向けて引き続き取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億1,375万7,000円を計上し、前年度予算に比べ2億5,191万2,000円、率にして3.5%減の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号平成30年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っております。保険料率については2年ごとに見直され、平成30年度は改定の年であります。今回の改定では、剰余金の活用により保険料の増加抑制を図っておりますが、保険料軽減特例措置が段階的に見直されていることや賦課限度額の引き上げ等により、保険料収入は増加するものと見込んでおります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,236万1,000円を計上し、前年度予算に比べ3,985万9,000円、率にして5.2%増の予算となっております。

次に、議案第6号平成30年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を經理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72万2,000円を計上し、前年度予算に比べ15万8,000円、率にして18.0%減の予算となっております。

平成30年度においても、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分について予算計上しております。

次に、議案第7号平成30年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

47ページをお開きください。

公共下水道は、市民の生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,931万円を計上し、前年度予算に比べ5,905万円、率にして3.0%減の予算となっております。

平成30年度においては、三次処理区における管渠布設工事をしていくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、50ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、51ページ記載の第3表のとおり、公共下水道事業ほか1件について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入の最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成30年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

55ページをお開きください。

農村地域の定住環境保全のため、処理施設等の適切な維持管理を行ってまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,928万8,000円とし、前年度予算に比べ414万8,000円、率にして0.7%減の予算となっております。

平成30年度においては、農業集落排水処理施設及び特定排水処理施設の維持管理に必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、58ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間、限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、59ページ記載の第3表のとおり、農業集落排水事業ほか1件

について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成30年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民に安全・安心で質の高い医療を提供するために、マンモグラフィ撮影装置、一般X線撮影装置などの更新を行うとともに、健全経営にも取り組んでまいります。

第2条業務の予定量については、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ27万8,600人、1日平均997人を計画しております。このうち、入院患者については、年間延べ10万6,580人、1日平均292人、外来患者については、年間延べ17万2,020人、1日平均705人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入2億円、施設整備事業1億円であります。

第3条収益的収入及び支出の予定額については、収入は、病院事業収益89億7,836万円、支出は、病院事業費用89億7,485万円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額については、収入は、資本的収入2億9,200万1,000円、支出は、資本的支出11億6,257万8,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億7,057万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金の限度額は、1億円に定めようとするものであります。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条棚卸資産購入限度額は、25億3,338万3,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第10号平成30年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業会計は、人口の減少、節水意識の向上や節水器具の普及による給水収益の減少、老朽化した施設等の更新や維持管理経費の増加、企業債の償還など、引き続き厳しい経営状況が予測されます。

今後も、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、老朽管更新などを計画的に行ってまいります。

平成30年度においては、拡張計画に基づき、西河内町、山家町、作木町、三良坂町及び君田町において、給水区域の拡張に伴う配水管布設工事などを行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万9,354戸、年間総給水量457万9,931立方



メートル、1日平均給水量1万2,548立方メートル、建設改良費は11億1,722万8,000円であり  
ます。

第3条収益的収入及び支出の予定額については、収入は、水道事業収益18億886万1,000円、  
支出は、水道事業費用17億5,445万4,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額については、収入は、資本的収入11億409万7,000円、支  
出は、資本的支出18億876万2,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に  
対し不足する額7億466万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであ  
ります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期  
間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであ  
ります。

第7条一時借入金の限度額は、1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額  
を定めようとするものであります。

第10条は、水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の  
額を3億1,755万5,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を740万3,000円に定めようとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上  
げます。

○議長（亀井源吉君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成30年度三次市一般会計予算（案）ほか9議案  
については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（亀井源吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ほか9議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託い  
たします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 1時50分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月2日

三次市議会議長 亀井源吉

会議録署名議員 新家良和

会議録署名議員 福岡誠志